

岡山県環境審議会の部会の設置に関する規程

(目的)

第一条 この規程は岡山県環境審議会条例（平成六年岡山県条例第二十五号。以下「条例」という。）第七条第一項の規定により、岡山県環境審議会（以下「審議会」という。）の部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置及び所掌事務)

第二条 審議会に、別表に掲げる部会を置き、その所掌事務は、同表に掲げる事項のほか会長が部会の所掌事務とすることが適当と認める事項とする。

(部会の組織)

第三条 部会は、十五名以内の委員、並びに必要に応じて指名された特別委員及び専門委員で組織する。

(諮問の付議)

第四条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第五条 部会の所掌事務に係る部会の決議は、これをもって審議会の決議とするものとする。

2 部会長は、部会の審議が終了したときは、審議会にその結果を報告するものとする。

(その他)

第六条 前二条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成六年八月十二日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成十二年十月十七日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成十六年十月四日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年九月二日から施行する。

(環境基本計画推進専門委員会の設置に関する規程の廃止)

2 環境基本計画推進専門委員会の設置に関する規程は、廃止する。

(施行期日)

この規程は、令和四年九月一日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

別表 部会所掌事務

部 会 名	所 掌 事 務
政策部会	- 一 岡山県環境基本条例（平成八年岡山県条例第三十号。以下「環境基本条例」という。）第十条第四項及び第六項の規定による岡山県環境基本計画の策定及び変更に係る基本的な事項に関すること。 - 二 環境基本条例第二十七条の規定による環境の保全に関する提言の調査審議に関すること。 - 三 地球環境保全に関すること。 - 四 環境学習に関すること。 - 五 その他、他の部会の所掌に属さないこと。
景観部会	- 一 岡山県景観条例（昭和六十三年岡山県条例第十六号。以下「景観条例」という。）第四条の規定による景観計画の策定及び変更に関すること。 - 二 景観条例第十一条第三項の規定によるモデル地区の指定に関すること。 - 三 景観条例第十一条第八項の規定による報告に関すること。 - 四 景観条例第十一条第十一項の規定によるモデル地区の区域の拡張、縮小、指定の解除に関すること。 - 五 景観条例第十二条第二項の規定によるモデル地区内の景観形成に必要な要請に関すること。 - 六 景観条例第十条の規定による届出対象行為に係る景観形成に必要な勧告又は命令に関すること。 - 七 景観条例第十三条第二項の規定による背景保全地区の指定に関すること。 - 八 景観条例第十三条第五項の規定による背景保全地区の変更又は解除に関すること。
水質部会	- 一 環境基本法第十六条第二項の規定による水域の指定に関すること。 - 二 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第三項の規定による排水基準の設定に関すること。 - 三 水質汚濁防止法第四条の三第一項の規定による総量削減計画の策定に関すること。 - 四 水質汚濁防止法第四条の五第一項の規定による総量規制基準の設定に関すること。 - 五 水質汚濁防止法第十六条第一項の規定による公共用水域及び地下水の水質の測定計画の策定に関すること。 - 六 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第四条第一項の規定による瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の策定に関すること。 - 七 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定による農用地土壌汚染対策地域の指定及び変更、解除に関すること。 - 八 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第五条第一項及び第六条第一項の規定による農用地土壌汚染対策計画の策定及び変更に関すること。 - 九 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四条第一項及び第二十三条第一項の規定による湖沼水質保全計画及び湖沼総量削減計画の策定に関すること。 - 十 湖沼水質保全特別措置法第七条第一項の規定による汚濁負荷量規制基準の設定に関すること。 - 十一 湖沼水質保全特別措置法第十九条第一項及び第二十二條の規定による指定施設及び準用指定施設の構造並びに使用の方法に関する基準の設定に関すること。 - 十二 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第五条第一項の規定による水質保全計画の策定に関すること。 - 十三 ダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による排出基準（排出水に係るものに限る。）の設定に関すること。 - 十四 ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項及び第三十条第一項の規定によるダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、変更及び解除に関すること。 - 十五 ダイオキシン類対策特別措置法第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定によるダイオキシン類土壌汚染対策計画の策定及び変更に関すること。 - 十六 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第五十三条第一項の規定による特定施設の指定及び排水水の排水基準の設定に関すること。 - 十七 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第五十三条第一項第一号の規定による有害物質の指定に関すること。 - 十八 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第五十三条第一項第二号の規定による水の汚染状態を示す項目の指定に関すること。 - 十九 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第六十五条第一項の規定による土壌汚染基準及び地下水汚染基準の設定に関すること。 - 二十 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第六十九条第一項又は第二項の規定による必要な限度の設定に関すること。 - 二十一 岡山県児島湖環境保全条例（平成三年岡山県条例第五号）第七条第一項の規定による環境保全基本方針の策定に関すること。

部 会 名	所 掌 事 務
大気部会	- 一 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定による地域の指定に関する事。 - 二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第四条第一項の規定による排出基準の設定に関する事。 - 三 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定による指定ばい煙総量削減計画の作成及び総量規制基準の設定に関する事。 - 四 大気汚染防止法第十五条第三項の規定による燃料使用基準の設定に関する事。 - 五 大気汚染防止法第十五条の二第三項の規定による燃料使用基準の設定に関する事。 - 六 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定による騒音を規制する地域の指定に関する事。 - 七 騒音規制法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事。 - 八 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第三条の規定による悪臭を規制する地域の指定に関する事。 - 九 悪臭防止法第四条第一項及び第二項の規定による規制基準の設定に関する事。 - 十 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定による振動を規制する地域の指定に関する事。 - 十一 振動規制法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事。 - 十二 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第三項の規定による排出基準（排出ガスに係るものに限る。）の設定に関する事。 - 十三 ダイオキシン類対策特別措置法第十条第一項の規定による総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定に関する事。 - 十四 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）第二条第三号に規定する物質の指定に関する事。 - 十五 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第二条第五号に規定する有害ガスの指定に関する事。 - 十六 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第六条第一項に規定するばい煙発生施設の指定及びばい煙の排出基準の設定に関する事。 - 十七 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第十九条の規定による粉じん発生施設の指定並びに構造の指定並びに使用及び管理の基準の設定に関する事。 - 十八 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第二十八条の規定による有害ガス発生施設の指定及びその排出基準の設定に関する事。 - 十九 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第三十九条第一項に規定するベンゼンその他の化学物質及び当該物質の大気中への排出又は飛散に伴う環境への負荷が著しいと認められる地域の指定に関する事。 - 二十 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第四十条第一項に規定するベンゼン等排出施設の指定に関する事。 - 二十一 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第七十二条第一項の規定による指定施設及び地域の指定に関する事。 - 二十二 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第七十三条の規定による規制基準の設定に関する事。 - 二十三 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第九十八条第一項の規定による地域の指定に関する事。
廃棄物対策部会	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五の規定による廃棄物処理計画の策定に関する事。